

令和7年度

事業計画書

自 令和7年4月1日

至 令和8年3月31日

公益財団法人 北海道防犯協会連合会

令和7年度事業計画

令和6年中の刑法犯認知件数は22,714件（前年比482件・2.2%増加）で、20年ぶりに前年比増加に転じた令和4年以降、3年連続で増加しており、特に増加する自転車盗や万引などの窃盗犯を始め、後を絶たない子供・女性被害犯罪や特殊詐欺、SNS型投資・ロマンス詐欺、サイバー犯罪などに対する防犯活動を効果的に推進し、治安の改善を図らなければならない。

本年度も犯罪のない安全で安心な地域社会の実現に寄与するため、道や道警察、関係機関・団体等と連携・協働して次の事業を行う。

第1 公益目的事業

1 地域安全活動の推進

(1) 犯罪の起きにくい社会づくりの推進

ア 地域安全運動の実施

- (ア) 全国地域安全運動 10月11日から20日まで
- (イ) 歳末地域安全運動 12月15日から31日まで

イ 広報啓発活動の実施等

- (ア) 活動期に向かう春季に、各方面・地区防犯協会がこれまで実施してきた防犯活動や広報効果が期待できる取組みなどの実情を踏まえ、ポケットティッシュ10万個を配付するなど防犯ボランティアや警察、自治体などと連携した活動を支援するとともに、道や道警察、道教育委員会などと共催して「安全安心なまちづくり 道民の集い」を開催する。
- (イ) 全国地域安全運動が効果的に実施されるよう、道警察と連携して各方面・地区防犯協会に活動重点や実施要領を示すほか、ポスターやチラシを作成・配付、斡旋するとともに、道や道警察、道教育委員会などと共催して「安全安心なまちづくりの日 道民の集い」を開催する。
- (ウ) 歳末地域安全運動が効果的に実施されるよう、各方面・地区防犯協会に活動重点や実施要領を示し、使い捨てカイロ1万個を配付するなどして運動を支援するとともに、道や道警察等と連携して犯罪を防止するための啓発行事に参加する。
- (エ) 全国防犯協会連合会が発行予定の「日常生活における防犯生活ガイド」、
「特殊詐欺・SNS型投資詐欺等被害防止」の冊子や映画会社等と提携した防犯ポスターを各方面・地区防犯協会に配付する。

- (オ) 年2回発行予定の機関誌「道防連だより」には、犯罪情勢を踏まえた防犯対策を始め、当連合会の活動及び地区防犯協会の活動等を掲載して発行配付する。
- (カ) 全国防犯協会連合会の月刊広報誌「安心な街に」を購入し、管内地区防犯協会等に配付する。
- (キ) 当連合会のホームページに設けた「地域安全活動の推進」のページで、各季における地域安全運動等の活動状況を紹介する。

(2) 協働連携事業

ア 方面・地区防犯協会の防犯活動に対する協力支援の実施

- (ア) 各方面・各地区の防犯協会と協働・連携して実施する協力支援事業に要する経費に対し交付・支援する。
- (イ) 道や道警察、その他関係機関が実施する施策と連携して支援を行い、効果的に推進する。

イ 防犯ボランティア団体等の活動の促進

- (ア) 道警察との協働で行う防犯ボランティアリーダー養成講座を継続して実施する。
- (イ) 平成30年度から道警察との協働連携事業として推進する「次世代を担う防犯ボランティア育成のための継続管理支援事業」を継続して実施し、道警察が登録管理する学生防犯ボランティアの活動に協力してボランティア活動を体験させることで防犯ボランティアの裾野拡充を図る。
(令和6年12月末のボランティア暫定数1,255団体、前年比+41団体)
- (ウ) 全国防犯協会連合会が行う青色回転灯装備車両整備事業に参画し、防犯パトロール車を希望する地区防犯協会等に貸与して青色防犯パトロール活動の活性化を図る。
(令和6年12月末の青色パト暫定台数2,541台、前年比+315台)

ウ 少年の非行防止・健全育成活動の推進

- (ア) 少年の居場所づくり事業（JUMPプラン）の推進
道警察や道少年補導員連絡協議会と協働連携した少年の居場所づくり事業を継続して支援し、「社会参加活動」や「農業体験活動」、「学習支援活動」、「就労支援活動」等を通して、他人を思いやる心や社会ルールなどを体験することで、少年の規範意識の醸成と健全育成、被害の防止を図る。

(イ) 関係機関・団体等の各種運動への参画

「青少年の非行・被害防止道民総ぐるみ運動強調月間（7月）」など、関係機関・団体等が実施する各種運動に対し積極的に参画し、取組の促進を図る。

(ウ) 関係協会における管理者講習等の実施

北海道カラオケボックス協会において、道警察等関係機関・団体と協働して「カラオケボックス管理者講習会」を実施し、少年非行の防止と健全営業のための啓発を図る。

(エ) 全国地域安全運動に向けたポスター及び標語の募集

全国地域安全運動に使用するポスターや標語を全道の小・中・高校生等から幅広く募集し、規範意識の高揚を図る。

エ 薬物乱用防止活動への参画

薬物乱用防止広報強調月間（6月～7月）など関係機関・団体が実施する薬物乱用防止運動に連動するなどして効果的な広報活動の推進を図る。

また、北海道薬物乱用防止指導員連合協議会を支援し、薬物乱用防止教室の開催に際しては、希望に基づき薬物乱用防止啓発冊子「大麻乱用防止広報用冊子」の活用や啓発用DVDを貸出しする。

(3) 防犯功労者等表彰事業

ア 北海道防犯協会連合会表彰

多年にわたり防犯活動に尽力し、犯罪防止に多大な功労のあった個人60名、防犯功労ボランティア団体14団体を選考し、理事長と道警察本部長との連名による表彰を行う。

イ 全国防犯協会連合会表彰

全国防犯協会連合会が行う防犯功労者（金章、銀章、銅章）表彰の候補者及び防犯功労団体表彰並びに功労ボランティア団体表彰の候補団体を選考して推薦する。

（令和6年度は、金章3名、銀章6名、銅章18名、防犯功労団体1団体、功労ボランティア団体2団体が受賞）

2 自転車防犯登録事業

(1) 登録事業の推進

自転車の防犯登録に係る業務を行う者として北海道公安委員会から指定を受けて行っている自転車防犯登録業務は、登録様式の変更に伴い自転車防犯登録所

に対する指導を的確に行い、連携して適切に推進する。

(2) 盗難被害防止対策

道警察と連携の上、道防連が配付する「自転車防犯診断カード」を活用して自転車防犯診断を実施するなど、自転車の盗難防止と防犯登録の普及促進を図る。

3 防犯モデルマンション認証事業

建築業界への働きかけなどにより防犯性の高い「防犯モデルマンション」の普及促進を図る。

(令和6年末現在、76物件を「防犯モデルマンション」に認証)

4 会議等

(1) 北海道防犯協会連合会関係会議

- 第1回通常理事会【5月15日(木)】
- 定時評議員会【6月11日(水)】
- 第2回通常理事会【令和8年3月19日(木)】

(2) 全国防犯協会連合会関係会議

- 都道府県防犯協会専務理事・事務局長会議【7月18日(金)】
- 風俗環境浄化事業運営管理者研修会【7月18日(金)】
- 令和7年 全国地域安全運動中央大会【9月25日(木)】

第2 北海道公安委員会からの受託事業

1 風俗営業管理者講習の実施

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律及び風俗環境浄化協会に関する規則に基づき北海道公安委員会から委託を受けて、風俗営業管理者講習を実施し、法令の周知徹底と遵法意識の高揚、暴力団の排除等を徹底する。

2 風俗営業の新規許可申請等に係る現地調査の実施

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律及び風俗環境浄化協会に関する規則に基づき北海道公安委員会から委託を受けて、風俗営業の新規許可申請や構造変更申請等に係る営業所の構造設備、営業制限地域に関する事項等の調査業務を委嘱した調査員により適正に実施する。